

さ情審査答申第159号
平成30年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年9月29日付けで貴職から受けた、「平成27年12月7日 総合政策委員会にて契約管理部長が某委員より情報提供された、緑区にある写真店のホームページのコピー及び同コピーが庁内で情報の共有がされたことのあるもの」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月15日付け第財契工238号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。
誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。
收受又は供覧されたことのある文書があると思われる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

平成27年12月7日の総合政策委員会後、受け取った写真店のホームページのコピーは契約管理部長が建設局筆頭課である技術管理課に持参し、当該常任委員会における事の顛末を伝達するとともに口頭で注意喚起を行い、

その後工事検査課の議会関係資料として保管した。

審査請求人は、收受又は供覧されたことがわかる文書があると思われると主張しているが、当該ホームページのコピーは、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）第12条に基づく庁内文書の取り扱いを行い、情報の共有は口頭にて行ったため、收受も供覧も行っていない。

したがって、收受又は供覧されたことがわかる文書は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が開示請求を行った「平成27年12月7日 総合政策委員会にて契約管理部長が某委員より情報提供された、写真店のホームページのコピー及び同コピーが庁内で情報の共有がされたことのわかるもの」である。

審査請求人は平成28年8月9日に当該行政情報開示請求を行い、同年8月15日に一部開示決定という本件処分を受けている。このうち、收受又は供覧されたことがわかる文書が不存在であったことから本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、実施機関が同コピーを收受又は供覧した文書があると思われるからこれを開示せよとの内容である。これに対して、実施機関は文書管理規則第12条に規定する庁内文書と考え、收受及び供覧を省略したから、これに関する文書は不存在との主張である。

行政情報の存否に関わる実施機関と審査請求人の主張について考察すると、仮に実施機関が同コピーを收受し又は関係課などで供覧していれば、当該收受又は供覧に関する文書を開示することに支障があることは通例考えられない。そうすると、同コピーを実施機関として收受し又は関係課などで供覧した文書は不存在であると考えることが相当であるし、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

したがって、実施機関が收受又は供覧されたことがわかる文書を不存在とした本件処分は妥当である。

3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 9月29日	諮問の受理（諮問第431号）
②	平成30年 7月19日	審議
③	平成30年 8月23日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)